

日本人ムスリムとは誰のことか

—日本におけるイスラーム教徒（ムスリム）人口の現在

店田 廣文

2017年現在、全国各地に100カ所を超えるイスラーム礼拝所（モスク）が開設され、日本のイスラーム教徒（ムスリム）人口は10万を超えている。筆者は、改めて最新のデータに基づいて、日本のムスリム人口推計を行って、「日本人（日本国籍保持者）」あるいは「外国につながりを有する日本人」であるムスリム人口を捉えることとした。この背景には、滞日ムスリムの活動が活性化し、「日本人ムスリム」の活動も目立つようになってきたこと、および将来的には「日本のイスラーム」形成の可能性があることから、筆者は滞日ムスリム人口に占める「日本人ムスリム」の比重を確認しておくことが重要と考えたからである。

本稿では、日本におけるムスリムの人口集団の歴史を概観したうえで、2016年末現在における外国人ムスリム人口を改めて推計する。その上で、日本のムスリム人口のうち、「日本人ムスリム」の規模とその実像について、『在留外国人統計』や『官報』を利用して、詳しく検討し報告する。

1 はじめに

北海道から沖縄県まで都道府県の各地にイスラーム教徒（ムスリム）のコミュニティが形成され、2017年8月現在、日本のムスリム人口は10万を超える規模に達している。近年では、技能実習生など中期的に在留する外国人ムスリムが増加していることに加え、長期間にわたり「生活者」として日本に在留する外国人ムスリム（＝「定住外国人ムスリム」）も増えている。

筆者は、これまで世界と日本のムスリム人口推計をおこなってきたが、改めて最新のデータに基づいて、日本のムスリム人口推計をおこなうこととした。本稿におけるムスリム人口推計が従来の推計と大きく異なる点は、「日本人（日本国籍保持者）」あるいは「外国につながりを有する日本人⁽¹⁾」であるムスリム人口をより綿密な推計をおこなって捉えようとしたところにある。この背景には、日本社会にイスラームが根付きつつあること、個々のムスリムやムスリム・コミュニティあるいはムスリム・ネットワークとも称することができるような「ムスリムの集団やグループ」の活動が活性化し、「日本人ムスリム」の活

動も目立つようになってきていることがある。一方で、世界に拡がっているイスラームは、それぞれの地域の生活習慣や文化の基層のうえに、「各国・地域のイスラーム」が歴史的には形成されてきており、日本社会においても今後そのような「日本のイスラーム」が形成される可能性がある。このような発展の経緯を前提とすれば、日本人ムスリムの役割が将来的には大きくなると考えられることから、日本のムスリム人口に占める日本人ムスリムの比重をしっかりと確認しておくことにも意義がある。

本稿では、原則として「日本人ムスリム」とは国籍が日本であるムスリムのことを指しているが、具体的な日本人ムスリム像を提示するのは決して簡単なことではない。日本人ムスリムと一言でいっても、具体的に、どのような人々が該当する可能性があるのか、整理して叙述してみるとそのことは多少とも明らかになる。日本人ムスリムは、まず現時点での成人については、自発的に入信または改宗した（以下では、入信に統一）ムスリム、および外国人ムスリムとの婚姻を契機としてイスラームに入信したムスリムに大別できるが、これに加えて既に戦前期からイスラームに入信していた日本人が存在したこともあり、彼らの子孫が「ボーンムスリム（生まれつきのムスリム）」として成人し、日本人ムスリムとなっているケースもある。また戦後の早い時期、例えば1960年代前後に入信した成人の子孫が、「ボーンムスリム」として成人した日本人ムスリムも存在するであろう。

一方で、未成年の子どもや若者の日本人ムスリムがいる。そのほとんどは「ボーンムスリム」であり、日本人ムスリム夫婦の子ども達、または「日本人ムスリムと外国人ムスリムの夫婦」の日本国籍となっている子ども達である。⁽²⁾ 後者は、「外国につながりを有する日本人ムスリム」であり、「ムスリム移民の第2世代」⁽³⁾ であると同時に、「日本人ムスリムの第2世代」ということになるが、すでに成人した第2世代も少なくない。彼ら日本人ムスリムである子ども達は、「日本に生まれ育った」ムスリムである。⁽⁴⁾

以上の日本人ムスリムに加えて、日本に帰化した外国人ムスリムも、日本人ムスリムとして推計人口に加えることとする。後述するように、帰化した外国人ムスリムは高齢者から乳幼児まで、ムスリム移民の第1世代から、第2世代以降までが含まれている。彼らは、いずれの年齢層であっても、「外国につながりを有する日本人ムスリム」ということになる。

本稿では、日本におけるムスリムの人口集団の歴史を概観したうえで、1990年前後からの滞日ムスリム人口の変遷を確認して、まず2016年末現在における外国人ムスリム人口を改めて推計する。そのうえで、日本のムスリム人口のうち、上述してきたような「日本人ムスリム」の規模とその実像について、『在留外国人統計』や『官報』に掲載されている「帰化許可者」の情報などを利用して、詳しく検討し報告する。なお、ここでの関心は「日本人ムスリム」の人口推計にあり、「日本人ムスリム」の多様性を国籍やアイデンティティ、エスニシティなどの観点から分析することを第一義的な目的とはしていないことをお断り

しておきたい。

2 日本のムスリム人口小史

日本社会とイスラーム社会との交流が本格的に始まったのは幕末から明治初期にかけての頃であり、150年ほど前になるが、ムスリムという人口集団の存在が確認できるのは19世紀末から20世紀初めにかけての頃であり、約120年が経過している。現在までの日本のムスリム人口の推移を正確に捉えることは出来ないが、筆者がこれまでの研究で推計してきた数などをもとに、これまでの変遷を簡単にまとめておこう。1900年頃には、インド系ムスリム商人が神戸などに居住するようになっており、20世紀の初めには日本に関心を抱く外国人ムスリムの来日が見られるようになっていた。人口集団としての規模が大きく変化することになったのは、ロシア革命後に満州・朝鮮などを経て日本に流入したタタール人ムスリム・ディアスポラの出現である。1920年代から始まった来日は（大久保 1924：100）⁽⁵⁾、1930年代後半にはピークを迎え、彼らは東京・名古屋・神戸・熊本・北海道に分散して居住していたが、その総数は400～600人程度と見込まれる。この他、神戸のインド系ムスリム商人や、自ら入信した日本人や戦中期（1931～1945）の国策としての回教政策に関わって入信した日本人など、少なくとも200人程度のムスリムが居住していたと推測され、戦前の日本全体でのムスリム人口は最大でも千人未満であったと思われる（店田 2015a：8-10）。

戦中期日本のムスリム人口の大半を占めていたタタール人ムスリムは、戦後の1953年になるとトルコ国籍が付与されることとなり、その多くがトルコやアメリカなどに移住した。同年に結成された日本ムスリム協会（1968年に宗教法人となる）の日本人ムスリム会員と、残留したタタール人ムスリムを合わせると、この頃のムスリム人口は数百人程度と推測される。その後、アラブ圏の大学への日本人ムスリム留学生の増加や、戦後日本の発展とともに外国ムスリムの漸増もあって、1969年頃には、滞日ムスリムの総数は、3,500人程度となった。その15年後の1984年には滞日ムスリム人口は8千人程度となったが、1980年代後半からのバブル経済期におけるムスリム労働者の大量流入の時代を経て、その後、定住外国人ムスリムとムスリム移民が次第に増加し、2010年末現在では、約10万人の外国人ムスリムと、約1万人の日本人ムスリムを数えるまでになった。そして2015年末現在の概算では、外国人ムスリムは11万を超え、結婚を契機に入信した日本人ムスリムの推計値の大きさによっては、総数は14～15万人になるものと考えられた（店田 2017：4-5）。

表1 日本の外国人ムスリム人口推計/2016年末現在

主要なイスラム社会*	地域	在留外国人人数	国別ムスリム比率	外国人ムスリム人口	日本人の配偶者等の在留外国人	日本人の配偶者等の在留外国人ムスリム	永住者の在留外国人	永住者の在留外国人ムスリム
タンザニア	アフリカ	437	35.0	153	64	22	117	41
エチオピア		430	33.9	146	34	12	81	27
ウガンダ		531	12.1	64	102	12	112	14
ケニア		761	8.0	61	63	5	159	13
カメルーン		521	20.0	104	82	16	83	17
アルジェリア		190	99.7	189	18	18	56	56
モロッコ		495	99.0	490	118	117	186	184
チュニジア		454	99.0	449	53	52	95	94
リビア		54	96.1	52	4	4	9	9
エジプト		1,886	84.4	1,592	102	86	225	190
スーダン		224	68.4	153	20	14	47	32
ガンビア		57	90.0	51	7	6	17	15
セネガル		543	94.0	510	100	94	143	134
マリ		156	90.0	140	26	23	73	66
ギニア		372	85.0	316	62	53	153	130
ナイジェリア	2,797	50.5	1,412	460	232	1,523	769	
ガーナ	2,148	20.1	432	213	43	1,107	223	
モルジブ	南・中央アジア	52	100.0	52	14	14	25	25
アフガニスタン		2,888	99.0	2,859	17	17	194	192
イラン		3,999	98.2	3,927	288	283	2,623	2,576
パキスタン		13,752	96.1	13,216	616	592	4,728	4,544
バングラデシュ		12,374	88.3	10,926	360	318	3,076	2,716
ウズベキスタン		1,874	76.2	1,428	68	52	164	125
タジキスタン		133	84.0	112	4	3	1	1
キルギスタン		394	60.8	240	23	14	24	15
カザフスタン		343	42.7	146	23	10	42	18
インド		28,667	12.3	3,515	391	48	5,361	657
スリランカ		17,346	7.0	1,214	640	45	2,748	192
ネパール	67,470	4.2	2,834	640	27	3,806	160	
インドネシア	東南アジア	42,850	77.0	32,995	1,923	1,481	5,949	4,581
マレーシア		9,084	60.4	5,487	488	295	2,595	1,567
シンガポール		2,615	14.9	390	305	45	884	132
フィリピン		243,662	5.1	12,427	26,687	1,361	124,477	6,348
タイ		47,647	9.0	4,288	7,091	638	19,327	1,739
ミャンマー		17,775	3.0	533	381	11	1,895	57
カンボジア		8,367	2.3	192	201	5	1,579	36
ベトナム	199,990	0.1	200	2,587	3	14,271	14	
バーレーン	西アジア	27	82.4	22	0	0	0	0
イエメン		71	100.0	71	4	4	3	3
トルコ		4,648	97.5	4,532	516	503	925	902
パレスチナ		63	87.0	55	7	6	4	3
イラク		107	96.0	103	9	9	9	9
サウジアラビア		926	94.0	870	14	13	7	7
ヨルダン		155	95.0	147	17	16	46	44
アラブ首長国連邦		87	62.0	54	1	1	0	0
カタール		24	83.0	20	1	1	0	0
アゼルバイジャン		90	87.0	78	6	5	10	9
オマーン		24	89.0	21	1	1	1	1
シリア		534	86.0	459	24	21	45	39
クウェート		26	74.0	19	5	4	1	1
レバノン		110	56.0	62	13	7	33	18
イスラエル	537	17.0	91	84	14	190	32	
外国人ムスリム推計人口の合計				外国人ムスリム人口		日本人の配偶者等の在留外国人ムスリム		永住者の在留外国人ムスリム
	主要なイスラム社会		109,901			6,676		28,776
	その他の国々		13,877			867		4,951
	合計		123,778			7,543		33,727

*太字は、イスラム協力機構の加盟国・オブザーバーである。

注：ムスリム人口の推計方法については、拙稿「世界と日本のムスリム人口 2011年」を参照。

出所：『在留外国人統計』2016年末現在（法務省ホームページ）より筆者作成

3 滞日している外国人ムスリム

日本に在住している外国籍人口については、国勢調査による外国人人口数や、住民基本台帳人口・世帯数に報告されている外国人住民数によって、把握することが可能である。国籍情報が含まれる国勢調査のデータを利用した外国人ムスリム人口推計も可能であるが、筆者はこれまでの滞日外国人ムスリムの人口推計においては、『在留外国人統計』を利用していること、同統計は半年ごとにデータ更新があることもあり、推計の連続性を確保する観点から同統計を本稿でも採用する。

この推計では、法務省が公表している2016年末現在の『在留外国人統計』の第1表の「国籍・地域別 在留資格別 在留外国人」を利用して、ムスリム人口比率が参照可能な国々の在留外国人数に、各国別のムスリム人口比率を乗じて、それぞれのムスリム人口を算出した⁽⁶⁾。表1には、滞日外国人ムスリム人口が50人以上と推計される国々など主要なイスラーム社会を一覧できるように表示した。

従前の滞日外国人ムスリム人口推計によれば、2010年末現在では、91,744人、2012年末現在では、88,937人であったが(店田 2015a:15, 2015b:15)、今回の2016年末現在の滞日外国人ムスリム人口は、123,778人と推計され、3万人強の増加となった。以上は、正規の在留資格を有する外国人人口からの推計であるが、この他に、超過滞在などで「不法残留者」として国籍が公表されている外国人の中にもムスリムが存在する。マレーシア、シンガポールなど、7カ国について、同様にムスリム人口比率を利用して推計した。それによると、ムスリムの非正規滞在者の数は3,936人であり、上記の正規滞在者と合わせて、2016年末現在、滞日外国人ムスリムは、127,714人と推計できる。従って、およそ13万人が滞日している外国人ムスリムと推計され、ここ数年の顕著な増加が観察できる。

2016年末現在の外国人ムスリムの主要な国籍分布は、インドネシア人が3万3千、パキスタン人1万3千、バングラデシュ人1万1千、マレーシアとトルコが5千前後、イランが4千、その他のアラブ諸国出身者が6千である。外国人ムスリムの出身国は、100カ国以上あり、多様な国々から来住していることには注意が必要である。ただし、外国人ムスリムの主要な出身国は、およそ50年前の1969年当時から比べてもあまり変化がなく、主に東南アジア、南アジアの国々である⁽⁸⁾。

4 在留外国人統計から推計する日本人ムスリム

本節では、『在留外国人統計』から推計可能な「日本人ムスリム」について検討する。筆者による従前の推計においては、外国人ムスリムの配偶者となっていると考えられる日

本人ムスリムの数について、概要を報告してきた。2010年末時点では、約9千人であったが、2016年末の同統計を参照して推計すると、約6千人と減少している⁽⁹⁾。この背景には、外国人ムスリムの一定数が「日本人の配偶者等」から「永住者」に在留資格を変更したことなどが考えられ、配偶者となっている日本人ムスリムが減少したということではないと筆者は判断している。そこで、本稿の推計では、新たに「永住者」の在留資格を有する外国人ムスリムについても検討することとして、配偶者としての日本人ムスリムの人口を広範囲にわたって推計する。また、後述する帰化許可者の分析から得られた家族や世帯に関する情報を援用しながら、「日本人の配偶者等」と「永住者」の在留資格を有するムスリムの数（推計値）から、世帯数や子どもの数についても、推計する。なお、本稿の推計は、これまであまり報告されてこなかった日本における「日本人ムスリム」の人口規模の概数を捉えることを主眼としておこなったもので、あくまでも一つの推計数値であり、異なる条件による推計もあり得ることは付記しておきたい。

表2 主要な6カ国「在留外国人」の永住者・日本人の配偶者等など資格を有するムスリム（推計値）

	在留外国人人数	うちムスリム(推計値)	永住者	25歳以上男女の永住者(推計値)	うちムスリム(推計値)	25歳以上男の永住者(推計値)	うちムスリム(推計値)	25歳未満男女の永住者(推計値)	うちムスリム(推計値)	日本人の配偶者等	25歳以上男女の日本人の配偶者(推計値)	うちムスリム(推計値)	25歳以上男の日本人の配偶者(推計値)	うちムスリム(推計値)
Bangladesh	12,374	10,926	3,076	2,015	1,779	1,435	1,267	1,061	937	360	236	208	168	148
Indonesia	42,850	32,995	5,949	3,170	2,441	2,002	1,541	2,779	2,140	1,923	1,025	789	647	498
Iran	3,999	3,927	2,623	2,355	2,312	2,004	1,968	268	263	288	259	254	220	216
Malaysia	9,084	5,487	2,595	1,638	989	779	470	957	578	488	308	186	146	88
Pakistan	13,752	13,216	4,728	3,163	3,040	2,575	2,475	1,565	1,504	616	412	396	336	322
Turkey	4,648	4,532	925	651	635	536	523	274	267	516	363	354	299	292
6カ国合計	86,707	71,083	19,896	12,992	11,197	9,331	8,244	6,904	5,689	4,191	2,603	2,188	1,816	1,565
ムスリム合計(推計値)	—	123,778	—	—	19,643	—	14,356	—	9,906	—	—	3,809	—	2,726

出所：『在留外国人統計』2016年末現在（法務省ホームページ）をもとに筆者作成

(1) 「日本人の配偶者等」を利用した推計

はじめに、表2を参照していただきたい。まず主要な6カ国について、「永住者」と「日本人の配偶者等」の資格を有する人数を確認して、それぞれ25歳以上の該当するムスリムの数を推計した。後者の資格には、日本人の配偶者と子が含まれているが、25歳以上の者は「日本人の配偶者であるもの」として推計を実施した。そのうえで、滞日外国人ムスリム全体について、「永住者」と「日本人の配偶者等」の資格を有する25歳以上のムスリムについての推計値を算出している（ここでは外国人ムスリム全体にしめる6カ国の外国人ムスリムの割合を基に推計を実施した）。表示された数値を元に、概況を記述すると以下のようである。2016年末現在の滞日外国人ムスリムは、約12万人である（非正規滞在者を含まない）。このうち、永住者である25歳以上のムスリム男女が約2万人（男に限定すると、約1万4千

人)、日本人の配偶者を持つ25歳以上のムスリム男女が約4千人(男に限定すると約3千人)である。

「日本人の配偶者等」の資格を有する25歳以上男女の外国人ムスリムは、表2に示したように3,809人という推計値が算出できた(以下の推計に当たっては、概ね千人単位で推計値を提示する)。そこで、配偶者としての日本人の数を、約4千人と推計した。彼らは男女の「日本人ムスリム」であり、外国人ムスリムと配偶関係にあって世帯を構成しているものと考えられる⁽¹⁰⁾。これら「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」の総数は、4千世帯と推計する。

各世帯の子ども数については、後述の帰化許可者(ムスリム)の世帯における平均子ども数が1.82人であることから、平均2人として計算し、合計を8千人と推計する⁽¹¹⁾。彼らは、父または母が日本人である世帯の子どもであり、日本国籍を持っている。いわゆる「外国につながりを有する子ども」であり、「移民の第2世代」であり、かつ「日本人ムスリムの第2世代」と言う位置づけになる子どもでもある。

以上、「日本人の配偶者等」という在留資格から推計できる「日本人ムスリム」は、第1に、外国人ムスリムの配偶者になっている日本人の成人であり、その数は、約4千人である。第2に、外国人と日本人が新たに構成した世帯は4千世帯であり、これら世帯から誕生した子ども達がいる、その数は約8千人である。

(2) 「永住者」を利用した推計

次いで、「永住者」の資格を有する25歳以上男女の外国人ムスリムとして、表2のように19,643人という推計値を算出した。従って、約2万人のムスリム永住者(25歳以上男女)が在留していると推計する。過大な推計となりそうだが、すべての者が配偶関係を有し世帯を構成しているものとひとまず見なし、世帯総数2万と推計した。これら永住者世帯の配偶関係については、後述の帰化許可者世帯の状況と同じであるとして、外国人夫婦世帯と「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」が半分ずつを構成するものと仮定すれば、それぞれが1万世帯である。さすれば、ムスリム永住者の配偶者となっている日本人成人が、1万人ということになる。各世帯の子ども数は、前出の(1)と同じく、平均2人として計算すると、外国人夫婦世帯に属する外国籍の子どもは2万人、「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」に属する日本国籍の子どもは2万人となる(Kojima 2006: 15)⁽¹²⁾。

しかしながら、永住者の資格を有する25歳未満男女のムスリムは、表2のとおり、約1万人と推計できるので、この数を外国人夫婦世帯の子ども数として考えると、外国人夫婦世帯は上記推計の半分である、5千世帯となる。そこで、「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」も5千世帯という推計になり、日本人成人は5千人、この国際結婚による世帯か

ら誕生した子どもは、1万人となる。2010年末段階で「日本人の配偶者等」から推計した、配偶者としての日本人成人は9千人であったことから見て、永住者の日本人配偶者として、5千人という推計値のほうが、より妥当な数値とも思われる。

以上、2つの推計を併記すると、永住者という在留資格から推計した日本人ムスリムは、第1にムスリム永住者の配偶者となっている日本人成人が、5千人あるいは1万人、第2に「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」の数は5千世帯あるいは1万世帯で、ここから誕生した子ども達が、1万人あるいは2万人である。子ども達は、いわゆる「外国につながりを有する」、「移民の第2世代」であり、かつ「日本人ムスリムの第2世代」という位置づけになる子ども達である。

上記2つの推計値をいわゆる高位推計、低位推計として、中央値を中位推計として考えれば、永住者の配偶者となっている日本人ムスリムである成人は、7千5百人、「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」は7千5百世帯、これら世帯から誕生した日本人ムスリムである子どもは、1万5千人となる。前出の「日本人の配偶者等」を利用した推計値と合計すると、「日本人ムスリム」は、以下の通りである。日本人成人が1万1千5百人（以下の総数の推計では1万2千人と設定する）、「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」数は1万1千5百世帯であり、この世帯に属する「外国につながりを有する子ども」が2万3千人、以上が現段階での推計値である。

なお、外国人夫婦世帯も、中位推計の値である、7千5百世帯と推計することにすれば、「永住者」の外国人が配偶関係を有する世帯は、あわせて1万5千世帯である。前出(1)の「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」をあわせると、合計で1万9千世帯となる。これが、「外国人ムスリムが夫婦の一方または双方である世帯」の総数⁽¹³⁾（推計値）である。

5 帰化許可者数から推計する日本人ムスリム

「日本人ムスリム」のもう一つの категорияとして、外国人ムスリムが帰化した場合がある。原国籍は外国であるが、日本国籍を選択し取得した「日本人」であり、本稿では「日本人ムスリム」とする。国籍法第5条による帰化の条件は、住所、能力、素行、生計などであるが、「日本と特別な関係を有する外国人（日本で生まれた者、日本人の配偶者、日本人の子、かつて日本人であった者等で、一定の者）」については、帰化の条件が一部緩和されて⁽¹⁴⁾いる。

帰化許可者の詳細については、国立印刷局発行の『官報』に掲載されている「日本国に帰化を許可する件」とする法務省告示により、告示の年月日ごとに、帰化を許可された者の住所、氏名、生年月日を把握することができる。しかし、現行の『官報』には、原国籍

に関する情報は公表されていないため、日本に帰化した外国人ムスリムの数を国籍情報から推計することはできない。そこで、本稿では氏名に関する情報をもとに、ムスリムと思われる帰化許可者の情報を収集し、分析することとした。

表3 帰化許可者数の推移 (2016年末現在)

	帰化許可者 総数*	韓国・朝鮮の 帰化許可者数	中国の帰化 許可者数	その他の国の 帰化許可者数	ムスリムの 帰化許可者数
1952年から1969年まで*	57,069	49,625	5,147	1,964	2
1970年代	70,314	46,843	19,335	4,136	7
1980年代	70,463	53,863	13,401	3,199	25
1990年代	120,102	83,589	31,544	4,969	113
2000年代	151,453	93,949	46,136	11,368	673
2010年代	70,999	37,661	23,017	10,321	1,292
合計	540,400	365,530	138,580	35,957	2,112

*333人の国籍不明者を含む数値である。

注1：ムスリムの帰化許可者数は、筆者による推計。2017年6月末現在。表4参照。

注2：333人の国籍不明者がいるため、原データでは国籍別の合計数は明記されていない。

出所：法務省民事局「帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移」より筆者作成

まず帰化許可者総数の推移について、概観する(表3)。法務省民事局の「帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移」⁽¹⁵⁾によると、1952(昭和27)年4月27日以前をふくめ2016(平成28)年までの帰化許可者の総数は54万400人である。1952年以前をふくめ、1989年までの許可者数は約20万である。その後、1990年代には12万、2000年代には15万、2010年代(2016年まで)は7万であり、帰化許可者総数はこのところ微減あるいは横ばいの傾向である。帰化許可者のうち、1952(昭和27)年4月27日以前の333人については原国籍情報がない。残りの54万67人のうち、韓国・朝鮮からの帰化者が365,530人(67.7%)、中国からの帰化者138,580人(25.7%)、その他の国籍からの帰化者35,957人(6.6%)である。

外国人ムスリムの帰化許可者の多くが分類されていると思われる、韓国・朝鮮と中国を除いた「その他」の国籍の帰化許可者数の推移を見ると、急増していることが明らかである。1990年代には4,969人であったが、2000年代には11,368人、2010年代(2016年末まで)は、既に10,321人に達しているのである。

(1) 日本に帰化した外国人ムスリムの総数

本稿では、「インターネット版官報」(「官報情報検索サービス」)を利用して、氏名をもとにムスリムと思われる帰化許可者を把握した⁽¹⁶⁾。ムスリムの名前として代表的な預言者の名前である「ムハンマド」など、固有名によって検索し、収集した⁽¹⁷⁾。ただし、預言者の名前

であっても地域により発音が異なることなどから、日本語表記による帰化許可者の名前の付け方は、千差万別である。例えば、「ムハマド」、「ムハマッド」、「ムハメッド」、「ムハメド」、「モハマッド」、「モハammad」、「モハマド」、「モハメド」、「モハメッド」、「モハammad」、「モハンマド」、「マホメット」などが確認された。その他の代表的な名前である、「フセイン」、「ハッサン」、「アフマド」なども同様の多様性があり、できる限り数多くの代表的な名前による検索を丹念に実施した。なお、漢字によるムスリムの名前は対象外とした。

ただし、本稿では、ムスリムの帰化許可者数を漏れなく把握することを第一義的な目的とする訳ではないため、帰化に関する告示すべて（1947年からの告示情報の数は、3万件以上である）を逐一確認する方法はとっていない。従って、筆者が採用した限定的な固有名によるムスリム検索（＝「ムスリム名による検索」）では捕捉できないムスリムの帰化許可者が存在する可能性が残っている⁽¹⁸⁾。そこで、「ムスリム名による検索」を終了した2017年前期

表4 ムスリムの帰化許可者数（年代別）

西暦年	帰化許可者数	小計
1958-1969	2	1989年まで 34
1970-1989	32	
1990-1994	22	1990年代 113
1995	14	
1996	23	
1997	16	
1998	21	
1999	17	
2000	29	2000年代 673
2001	19	
2002	23	
2003	53	
2004	62	
2005	83	
2006	58	
2007	88	
2008	96	
2009	162	
2010	168	2010年代 1,292
2011	101	
2012	191	
2013	215	
2014	174	
2015	171	
2016	176	
2017	96	
合計	2,112	2,112

注：2017年6月末までの帰化許可者数
出所：インターネット版官報の検索により、筆者作成

分（6カ月分）について、事後に、帰化許可の告示が掲載されている『官報』のすべての号を逐一確認したところ、約8%の把握漏れがあったため、後述するように、帰化許可者総数の推計には、この誤差を反映させている。

さて上述した「ムスリム名による検索」方法によって、外国人ムスリムの帰化許可者数を捕捉したところ、1958年から2017年6月までで、2,112人の帰化許可者数を確認した。表4の年代別にみると、1958～1989年まで34人、1990年代は113人、2000年代は673人、2010年代（ここでは2017年6月まで）は1,292人となり、かなりの勢いで増加していることがみて取れる。2010年代は、毎年平均して、約170人が帰化を許可されているのである。このような集計値に対して、上述したような把握漏れの可能性を考慮すれば、1990年代は120、2000年代は730、2010年代は1,400、というムスリムの帰化許可者数を推計値として提示することができる。そこで、本稿ではムスリムの帰化許可者の総数（推計値）は、2,200～2,300人の範囲にあるものとしておきたい。

官報情報検索サービスでは、近年の帰化者について原国籍情報を確認することは出来ないが、コリア系日本人に関する論説を公表している李洙任が、法務省民事局より資料を入手し、2002年以降の原国籍に関するデータを公表している（李 2016：114）。これを参照して、パキスタンとバングラデシュ国籍の人数をまとめたものが、表5である。両国共に全人口

表5 原国籍別帰化許可者数

西暦年	パキスタン	バングラデシュ	2カ国合計
2003	34	不詳	34
2004	27	不詳	27
2005	27	不詳	27
2006	不詳	不詳	不詳
2007	50	不詳	50
2008	37	35	72
2009	不詳	89	89
2010	60	83	143
2011	不詳	56	56
2012	47	111	158
2013	74	115	189
2014	不詳	112	112

注：「不詳」は、ゼロとして、合計を算出した。
出所：李洙任（2016：114）の表より筆者作成

表6 ムスリムの帰化許可者数（地域別）

地域	小計	構成比（%）
関東	1,471	69.6
関西	161	7.6
中京	89	4.2
東海	76	3.6
東北	48	2.3
北陸	67	3.2
中国	43	2.0
四国	21	1.0
九州	136	6.4
合計	2,112	100

注：関東：関東の1都6県と山梨県
 関西：大阪・京都・奈良・兵庫・滋賀・三重・和歌山の府県
 中京：愛知・岐阜各県
 東海：静岡県
 東北：北海道・青森・秋田・岩手・山形・福島・宮城の道県
 北陸：新潟・石川・長野・富山・福井の各県
 中国：岡山・広島・島根・鳥取・山口の各県
 四国：徳島・愛媛・香川・高知の各県
 九州：福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄の各県

出所：インターネット版官報の検索により筆者作成

のムスリム比率は9割前後であり、ここに提示されている人数の9割近くはムスリムである可能性が高いのである。前掲の表4とつきあわせると、例えば、2013年では、ムスリムの帰化許可者数のうち、8～9割近くは原国籍がパキスタンとバングラデシュではないかと推測される。2010年や2012年も同じ傾向がみとれることから、2010年代に日本に帰化したムスリムのかかなりの部分が、両国の出身者と考えられる。

次に、ムスリムの帰化許可者の住所を使用して、地域別分布を確認してみると、表6のとおりである。以前に、外国人ムスリム出身国の主要6カ国について、2012年末現在の居住地分布を調べた結果によると、3大都市圏とその周辺に4分の3が居住していた(店田2015a: 19-20)。帰化許可者の集計は、すべての外国籍のムスリムを含むものであるが、山梨県を含め、関東の1都7県に7割が分布しており、これに関西、中京地方を加えると、8割を超えている。いずれにしても、帰化許可者数の居住地分布は、外国人ムスリム全体の居住地分布と同じような傾向にあると思われる。

(2) 日本に帰化したムスリムの年齢構成と世帯

筆者が「ムスリム名による検索」によって把握した帰化許可者数は、2,112である。彼ら全員の年齢を、2017年末現在で見ると、明治時代生まれが2人、大正時代生まれが4人、存在した。前者の2人は、現時点で105歳を超えており、以下の分析の対象には含めなかった。帰化許可者総数を2,110と修正した上で年齢分布を見ると、上は最高齢の97歳(1名)から下は1歳(6名)までとなっている。

年齢階級別(表7)にみれば、1952(昭和27)年を含め、これ以前に出生した高齢者(65歳以上)と60歳代前半(64歳まで)の者が、それぞれ約3%である。以下、50歳代が21%(434人)、40歳代が24%(497人)、30歳代が19%(407人)、20歳代後半が3%(68人)、20歳代前半が4%(84人)である。20歳未満の者は1998(平成10)年以降の出生者であり486人、

表7 ムスリム帰化許可者の年齢別分布(2017年現在)

現在年齢	人数	構成比(%)
65歳以上	67	3.2
60～64歳	67	3.2
50～59歳	434	20.6
40～49歳	497	23.6
30～39歳	407	19.3
25～29歳	68	3.2
20～24歳	84	4.0
20歳未満	486	23.0
合計	2,110	100

出所：インターネット版官報の検索により筆者作成

総数の23%がこれに該当し、20歳代前半の者も含め、彼らの多くがいわゆる「移民の第2世代」以降に相当するものと考えることができよう。

帰化許可者の家族世帯の姿についても、告示年月日当時の状況であるが、ある程度の推測が可能である。同じ年月日の告示によって帰化が許可された同一住所の2人以上の人たちが世帯を構成するものとして捉えると、生年月日による年齢を勘案して、配偶関係の状況（配偶者が日本人か外国人か）の推測と、帰化許可の時点での子どもの年齢や数を把握し推測できる。帰化許可以後の出生や死亡について把握はできないので、あくまでも帰化許可告示日での状況として、「外国人と日本人の夫婦と子からなる世帯」と推測できるものが168世帯、「外国人夫婦（と子からなる）世帯」⁽¹⁹⁾が167世帯である。後者の「外国人夫婦（と子からなる）世帯」に属する人数は、649人であり、平均世帯員数は、3.89人である。前者の「外国人と日本人の夫婦と子からなる世帯」に属する人数は、462人であるが、告示には明示されていない日本人である配偶者として、168人をプラスすると、630人となり、こちらの平均世帯員数は3.75人となった。因みに、両者あわせると335世帯、総世帯員数⁽²⁰⁾1,279人（日本人の配偶者を足した数値）となり、平均世帯員数は3.82人である。

これら上記2つの世帯を構成している帰化許可者の総数は、1,111人（=649人+462人）であるから、『官報』に単独で告示されている帰化許可者数は、999人ということになる。とはいえ彼らすべてが単独世帯であるとは思われず、ある程度の年齢層にある人については、外国人あるいは日本人の配偶者がいる可能性は高いであろう。ここでは、25歳以上の帰化許可者（全体の73%である）が配偶関係を有する世帯を構成していると仮定すれば、約730世帯が存在することになる。彼らの世帯状況は、全く把握できないが、前述の2人以上の世帯の状況と同様の状況、つまり外国人夫婦世帯と日本人を配偶者とする世帯が半数ずつあるものと見なせば、およそ365人は、日本人を配偶者として有していることが考えられる。従って、ここからは日本に帰化した外国人ムスリムの配偶者としての、日本人ムスリム、365人の存在を推計することとする。

(3) ムスリムの帰化許可者から推計する日本人ムスリム

以上に述べてきたムスリムの帰化許可者の推計から得られた全体像をまとめると、次のようである。「ムスリム名による検索」から推計された帰化した外国人ムスリムの総数（推計値）は2,200～2,300人であり、かれらはすべて「日本人ムスリム」である。彼らの中には日本人配偶者が随伴して存在している。第1には、「外国人と日本人の夫婦および子からなる世帯」に属する配偶者としての日本人ムスリムである。その数は、168人であった。第2に、単独の帰化許可者数から推計された配偶関係を有する者のうち、約365人が日本人配偶者（ムスリム）を有するものと推計した。以上の第1、第2をあわせて、約500人が、

ムスリムの帰化許可者と配偶関係を有する日本人ムスリムであり、上述の帰化した人々の総数とあわせて、2,700~2,800人が、「ムスリム名による検索」方法によって得られたムスリムの帰化許可者数をベースにした、「日本人ムスリム」の推計値である（2017年6月末現在）。なお、後述する「日本人ムスリム」全体の推計値の算出に際しては、上記の推計値を3千人として設定する。

6 入信した日本人ムスリム

日本人として最初にムスリムになったのは、野田正太郎といわれ、1891年のことである（三沢ほか 2007）。この他、初期の入信者として、トルコで活躍した山田寅次郎やボンベイで入信したとされる有賀文八郎、日本人として1909年に、はじめてメッカ巡礼をおこなった山岡光太郎などの名前が挙げられる（小村 1988：47-52）。その後、自ら入信した日本人や、1931年から1945年の戦中期における国策としての回教政策に関わって改宗した日本人がいたが、すべての「日本人ムスリム」を合わせても、100人には満たなかったと思われる。終戦後の1953年に日本人ムスリムが設立した日本ムスリム協会の創立時会員数は47人であった（日本ムスリム協会 2004：3）。

戦後の日本人の入信者は、1956年にパキスタンから来訪したタブリーギー・ジャマアート（国際的なイスラーム改革復興運動とその布教組織）による「布教」活動や、1957年から開始された日本ムスリム協会によるアラブ圏の大学への留学生派遣などを契機として、少しずつではあるが増加した。留学生の数は、2000年初めまでに約70人で、彼らはムスリムとなって留学したのであった。戦後の日本人ムスリム人口に関する情報として、1969年の日本ムスリム協会誌の記述のなかに「日本人ムスリムは約二千人」というものがある（樋口 2010：119）。現在の状況を確認するため、日本ムスリム協会の役員に尋ねてみると、2017年7月現在の日本ムスリム協会の会員数は約250世帯ということであり、日本人ムスリムの数としては、家族を含めて約500人になるという⁽²¹⁾。それ以前の会員数の情報を確認するために、日本ムスリム協会誌の各号に記載されている、同協会の総会通知発送数をみると、1991（平成3）年は108通、1993（平成5）年は110通とあり、これらは当時の会員数（世帯数）であろう。その後の1999（平成11）年6月の『定例総会報告書』によると、正会員数は151名との報告がある。同協会の役員によれば、近年、日本人の入信者が増加しているという印象があるとの言もあつたが、これについては明確なことはわからない。同協会誌による近年の入信者数の報告を見ると、以下の通りである。2013年4月から翌年3月までで16名、2015年4月から翌年4月までで9名との報告があり、1年間では10人前後くらいの入信者である。

以上、日本ムスリム協会から得られた情報から、ムスリム人口の推計を試みてみよう。現在の会員世帯数250を元に、世帯あたりの平均子ども数を2人とすれば、家族を含めて、最大で1,000人の規模のムスリム人口を推計することが可能である。このほか、同協会誌に報告されているような新たな入信者存在の可能性や、以前に入信していても日本ムスリム協会に加入しないムスリムもいることが考えられるが、これらの数の把握は不可能である。ここでは、前出の500人という日本ムスリム協会の会員数、および推計値としての1,000人を単純に2倍して、1,000~2,000人を自ら「入信した日本人ムスリムとその家族」と考えることとしたい（以下の総数の推計では、2千人と設定する）。なお、前節までに推計してきた外国人ムスリムと配偶関係にある日本人ムスリムが、日本ムスリム協会の会員である事例も否定できないが、原則としてここでは除外して考えるものとする。

7 おわりに

日本に住んでいるムスリムは、滞日外国人ムスリムと多様な「日本人ムスリム」から構成されていることを本稿では明らかにしてきた。自ら入信した日本人ムスリム、外国人ムスリムとの婚姻によって入信した日本人ムスリム、外国籍であったが帰化した日本人ムスリム（彼らは「外国につながりを有する」日本人ムスリム）がいる。また、子どもや若者のムスリムには、「外国につながりを有する」帰化した日本人ムスリム、日本人ムスリム夫婦世帯から誕生した「ボーンムスリム」である日本人ムスリム、や「外国人と日本人の夫婦からなる世帯」から誕生した「ボーンムスリム」である日本人ムスリム（「外国につながりを有する」日本人ムスリム）がいる。彼らの中には、「移民の第2世代（第3世代の可能性も）」や「日本人ムスリムの第2世代」の日本人ムスリムもいるなど、「日本人ムスリム」と言っても、その姿は多様である。⁽²²⁾

人口についてまとめると、まず『在留外国人統計』を利用した推計によれば、婚姻を契機としてムスリムとなった日本人が1万2千人、子どもや若者のムスリムは、2万3千人である。このほか、帰化したムスリム（配偶関係にある日本人を含む）が3千人、自ら入信したムスリムが2千人、あわせて約4万人というのが、本稿での「日本人ムスリム」の推計値である。このうち、子どもや若者の数は、帰化したムスリム、自ら入信したムスリムなどの世帯の子どもらをあわせて、2万5千人を超えていると考えられ、第2世代以降の若年世代が「日本人ムスリム」の半数以上であると考えられる。

とはいえ約4万人という推計値が仮に「実態」に近い数字であるとしても、本稿では彼らの信仰実践のありようや信仰表明については問うていないことには注意する必要がある。彼ら自身がムスリムであると自己同定しているか否かにかかわらず、筆者が「ムスリム」

というカテゴリーに分類し、「ムスリム」と名付ける人々が4万人であるといった方が正しいであろう。自ら「ムスリム」と積極的に名乗る人々が4万人ということではないのである(川上 2016)。結婚を契機に入信した人、「ボーンムスリム」としてムスリムである両親から誕生した人、自ら入信した人、彼らは、確かにイスラーム法の原則からすれば、「ムスリム」と見なされるのであるが、彼らの信仰実践のありようや、イスラームとの向き合い方は、さまざまである。例えば礼拝や断食を実践しない人であっても、「ムスリム」と見なされるのである。したがって、モスクで礼拝している日本人ムスリム、書籍やメディア、インターネット上で紹介される日本人ムスリムが、「日本人ムスリム」の全体を代表しているわけではないことは確認しておきたい。特に、子どもや若者である日本人ムスリムについても付言しておきたい。両親はムスリムだが、「私はムスリムではない」と公言する若い「ボーンムスリム」も存在する。イスラームは、神と個人が直接対峙する宗教であり、親の信仰と子どもの信仰は別物であり、イスラームとの向き合い方は、子どもに委⁽²³⁾されているという見方もできるのである。

日本において帰化したムスリムや「外国につながりを有する」日本人ムスリムに、例えば「パキスタン系日本人ムスリム」という呼称が使われることがあれば、そこにはエスニックな出自とシビックな国籍に加えて、宗教的アイデンティティが重層化している。このような複雑なアイデンティティ構造をもつ「〇〇系日本人ムスリム」が、推計された「日本人ムスリム」の半数以上を占めているであろうことはまず間違いない(佐々木 2016)。彼らは、「日本人であること」と「ムスリムであること」、あるいは「日本人性」と「ムスリム性」、そして「外国につながりを有すること」をどのように自己認識し、どのように折り合いをつけているのであろうか。今後の「日本のイスラーム」の行く末を、「日本人ムスリム」に視点をおいて考えるとすれば、特に、多数をしめている「外国につながりを有する」子どもや若者達が、日本社会のなかで、どのようなイスラームとの関係を築き上げていくのか、「日本人であること」と「ムスリムであること」をどのように折り合いをつけていくのか、問われることになるであろう(安達 2013, 工藤 2015)。

「日本人ムスリム」が将来の「日本のイスラーム」形成の一翼を担うことを考えれば、「日本のイスラーム」あるいは Japanese Islam とは、何かについて考察するとともに、「日本人ムスリム」の社会的活動と多様な「日本人ムスリム」のアイデンティティについて、取り上げることが次の課題である。

付 記

本稿は、科学研究費基盤研究(C)「滞日ムスリムの生活世界の変容とムスリム・コミュニティの持続的発展」(課題番号15K03886)による成果の一部である。

付表 「不法残留者数」による外国人ムスリム人口の推計 (2017年1月1日現在)

国籍	不法残留者数	ムスリム人口推計
中国	8,846	133
台湾	3,887	23
インドネシア	2,222	1,711
マレーシア	1,761	1,064
シンガポール	1,046	156
フィリピン	5,082	259
タイ	6,507	585
ベトナム	5,137	5
合計	—	3,936

出所：法務省ホームページ「国籍・地域別男女別 不法残留者数の推移」

注

- (1) 日本に帰化した人、国際結婚から生まれた子どもなどについて、「外国にルーツをもつ」、「外国につながる」などの表現もある（荒牧 2017：17）。表現によって、その含意するところに違いがあるので、ここではより客観的な表現とした。
- (2) 1985年施行の国籍法第2条により、父または母が日本人の子は日本国籍になる。
- (3) ここでの移民とは、正規の在留資格をもって日本に在留している人々を指すものとする。
- (4) 出生地が海外であるケース、海外で教育を受けたケースなどもあり、いわば日本人として生まれ育ったということである。
- (5) 1922年4月の金曜日、東京の牛込において「禮拜式」（集団礼拝のこと）が挙行され、タタール人100人ほどが集まったとの記述がある。
- (6) 具体的な算出方法は、以下を参照。拙稿（2013）「世界と日本のムスリム人口 2011年」『人間科学研究』26(1)：29-39。
- (7) 本文末に、「不法残留者」に該当する外国人ムスリム人口の表を掲載する。
- (8) 推計されたムスリム人口には、スンニ派、シーア派などすべての宗派が含まれる。また異端とされるアフマディーヤの信者なども含まれる。アフマディーヤについては以下の論文参照。嶺崎寛子（2013）「ディアスポラの信仰者——在日アフマディーヤ・ムスリムにみるグローバル状況下のアイデンティティ」『文化人類学』78(2)別冊：204-24。
- (9) ここでは2010年末の推計に従って、表1の「日本人の配偶者等等」による推計値をもとに成人ムスリム（20歳以上）の割合を使用して、配偶者としての日本人ムスリムの数を推計している。以下の本文の分析では、年齢区分は25歳以上を使用して推計している。
- (10) ムスリム男性は、キリスト教・ユダヤ教の女性と婚姻可能であるが、ムスリム女性はムスリム男性とのみ婚姻可能であるというイスラーム規範がある。本稿では、配偶者はすべてムスリムであると仮定する。
- (11) 竹下修子・花岡和聖（2011）「在日ムスリム家族の出生動向」『至学館大学研究紀要』45：15-26。上記論文は、2005年の国勢調査個票を利用した研究である。分析の対象としている、妻が40歳未満の一般世帯であるムスリム家族の平均出生児数は、1人くらいと少ない。
- (12) Kojimaによれば、2000年国勢調査によると、パキスタン人、イラン人の配偶者の8割が日本人、バングラデシュ人5割、インドネシア人とマレーシア人はそれぞれ4割が日本人である。

- (13) 竹下・花岡（前掲）によれば、「夫婦の一方または双方がイスラーム圏出身者で妻が40歳未満の一般世帯」の総数は、10,267世帯である（2005年国勢調査）。本稿とは、ムスリムの捉え方が異なるので、直接比較は出来ないが、竹下らによる外国人ムスリム人口は、2005年時点で、44,740人である。これらの数字から見れば、本稿の1万9千世帯という推計値も一定の整合性がある。
- (14) 帰化許可の概要については、以下の論文を参照されたい。浅川晃広「戦後帰化許可者の概要——帰化許可官報告示の分析」（浅川2003：第1章）。
- (15) 法務省ホームページ（2017年6月10日取得，www.moj.go.jp/content/00180510.pdf）
- (16) 昭和22年5月3日から直近までの官報の内容を、日付やキーワードを指定して検索・閲覧できる会員制有料サービスである。なお収集した個人情報は公表されているものであるが、本稿では、それらの詳細は一切掲載していない。
- (17) ムハンマドは、代表的な男性の名前であり、小杉泰がエジプトのカイロ首都圏の電話帳で調べたところ、男性の6人に一人が相当するのではないかと述べている。地方だと「男性の半分はムハンマド」というエジプト人の言も紹介している（小杉泰ほか，2017、『イスラームという生き方』NHK出版：62-3）。官報告示には、性別の情報はない。ムスリム名によっては、女性であることを確認出来る場合があるものの、今回の分析では、性別は含めなかった。
- (18) 他にも見落としや名前取り違い、読み間違いなどの誤差もありうるが、ここでは誤差として推計に反映させることはしていない。その意味でも完璧に近い抽出がなされたとは言い難い。
- (19) 夫婦のみの世帯と子を含む世帯の2種類がある。
- (20) 1980年代後半から2010年代にかけての世帯に関するデータであり、ほぼ30年間にわたる異なる時点での世帯状況を元にした集計分析である。
- (21) 日本ムスリム協会事務所における複数の役員からの聞き取り（2017年7月6日）。
- (22) 「滞日ムスリム」が一枚岩ではないことも改めて指摘しておきたい。100カ国以上の外国人ムスリムからなる多国籍、多言語、そしてスンニ派やシーア派など多宗派を特徴とする、「マルチ・エスニック」な信者集団である。
- (23) ムスリムがマイノリティである西欧社会での調査研究によると、ムスリムの6割は文化的あるいは社会学的ムスリムであり、「文化としてのイスラーム」を評価している人々であるという。自らムスリムと名乗るものの、信仰実践には拘らない。この他、イスラーム団体に所属し、モスクに通うムスリムが2割、モスクやイスラーム団体とは関わりを持たないが信仰心が篤く、家族など私的領域での宗教実践に熱心な人々が2割との言及がある。西欧社会のムスリムに対する、「ポッシブル・ムスリム」と「アクチュアル・ムスリム」、「ビジブル・ムスリム」と「インビジブル・ムスリム」などのカテゴリー化にも、多様なムスリムの姿が反映されている（Sakaranaho 2006：208-13, Nielsen et al. eds. 2009：127-8, Jeldtoft & Nielsen 2012：1-8）。

参考文献

- 安達智史，2013，『「ムスリムであること」と『イギリス人であること』——若者ムスリムのアイデンティティ・マネジメントと社会適応』安達智史『リベラル・ナショナリズムと多文化主義——イギリスの社会統合とムスリム』勁草書房，357-83。
- 荒牧重人ほか編，2017，『外国人の子ども白書——権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点

- から』明石書店。
- 浅川晃広, 2003, 『在日外国人と帰化制度』新幹社。
- , 2007, 『近代日本と帰化制度』溪水社。
- 樋口美作, 2010, 「日本のイスラーム, 戦後の歩み」『日本に生きるイスラーム——過去・現在・未来』サウジアラビア王国大使館文化部, 107-28。
- 飯森嘉助編, 2011, 『イスラームと日本人』(イスラーム信仰叢書6), 国書刊行会。
- Jeldtoft, N. & Nielsen, J. S., 2012, "Introduction: Methods and Contexts in the Study of Muslim Minorities," in Jeldtoft, N. & Nielsen, J. S. (eds.), *Methods and Contexts in the Study of Muslim Minorities: Visible and Invisible Muslims*, Routledge, 1-8.
- 川上郁雄, 2016, 「ベトナム系日本人——『名付けること』と『名乗ること』のあいだで』駒井洋監修, 佐々木てる編『マルチ・エスニックジャパニーズ——〇〇系日本人の変革力』明石書店, 168-84。
- Kojima, Hiroshi, 2006, "Variations in Demographic Characteristics of Foreign Muslim Population in Japan: A Preliminary Estimation," *The Japanese Journal of Population*, 4-1 : 115-30.
- 駒井洋監修, 佐々木てる編, 2016, 『マルチ・エスニック・ジャパニーズ——〇〇系日本人の変革力』明石書店。
- 小村不二男, 1988, 『日本イスラーム史』日本イスラーム友好連盟。
- 工藤正子, 2015, 「在日ムスリム社会のダイナミクス」『アステイオン』83 : 90-104。
- 松山洋平・松山朋子, 2011, 「日本人ムスリム夫婦と日本社会」河田尚子編『イスラームと女性』(イスラーム信仰叢書7), 国書刊行会, 77-103。
- 嶺崎寛子, 2013, 「ディアスポラの信仰者——在日アフマディーヤ・ムスリムにみるグローバル状況下のアイデンティティ」『文化人類学』78(2)別冊 : 204-24。
- 三沢伸生・Göknur AKÇADİÇ, 2007, 「最初の日本人ムスリム——野田正太郎(1868~1904年)」『日本中東学会年報』23(1) : 85-109。(原著は英文)。
- Nielsen, J. S. et al. eds., 2009, *Yearbook of Muslims in Europe*, V. 1, Brill.
- Nielsen, J. S., 2017, "Researching Muslims in Europe: Four Decades of Development," Nielsen, J. S. et al., *Yearbook of Muslims in Europe*, V. 8, Brill : 1-16.
- 日本ムスリム協会, 2004, 『創立50周年記念 協会小史』。
- 大久保幸次, 1924, 「日本へ来たロシアの回々教徒避難民について(1)」『国際知識』4(2) : 96-108。
- Oktem, K., 2014, "Counting Muslims: Censuses, Categories, Policies and the Construction of Islam in Europe," *Yearbook of Muslims in Europe*, V. 6, Brill : 1-15.
- 李洙任, 2016, 「コリア系日本人の再定義」駒井洋監修, 佐々木てる編著, 前掲書, 108-29。
- Sakaranaho, T., 2006, "Rooting Islam in Europe," Sakaranaho, T., *Religious Freedom, Multiculturalism, Islam*, Brill, 195-224.
- 佐々木てる, 2016, 「〇〇系というアポリアーマルチ・エスニック・ジャパニへの課題」駒井洋監修, 佐々木てる編著, 前掲書, 9-24。
- 竹下修子・花岡和聖, 2011, 「在日ムスリム家族の出生動向」『至学館大学研究紀要』45 : 15-26。
- 店田廣文, 2013, 「世界と日本のムスリム人口 2011年」『人間科学研究』26(1) : 29-39。
- , 2015a, 『日本のモスク——滞日ムスリムの社会的活動』山川出版社。
- , 2015b, 『イスラーム教徒人口の推計 2013年』早稲田大学人間科学学術院。

———, 2017, 「日本における滞日ムスリム移民・難民の現状と課題」『中東研究』528: 3-15.

THE ANNUALS OF SOCIOLOGY (SHAKAIGAKU NENSHI)

No. 59 March 2018

Edited by the Waseda Sociological Society,
Department of Sociology, Waseda University, Shinjuku-ku, Tokyo

CONTENTS

Special Issue: Considering the "Crisis" of Humanities and Social Sciences in Japan	
Introduction: Considering the "Crisis" of Humanities and Social Sciences in Japan Takatoshi OOGUROYA / Teppei SEKIMIZU	1
Consideration of Hardship of Publishing Academic Speciality	
Books from the Standpoint of Publishers Chizuko TANAKA	5
Are the Social Sciences and Humanities in Crisis?	
Trends in Grants-in-Aid for Scientific Research and Applicants to Graduate Schools Hiroshi TAROHMARU	19
The Sociology of Public Knowledge:	
Critical Issues in the Interface of Academia and Society Miwao MATSUMOTO	39
Articles	
Relationships between Social Capital and Fear of Crime at the Individual and Regional Level: Multilevel Analysis with Generalized Trust, Neighbor- hood Connection, and the Radius of Trust Akio KOYABU	61
On B. Latour's Actor-Network-Theory: Exploration and Composition of "One Common World" Wataru KURIHARA	77
The Birth of a Mechanized Coal Mine: Background of Successful Mechanization in the Taiheiyo Colliery after WW II Taku SHIMIZU	93
Estimation of the Population of Japanese Muslims in Japan Hirofumi TANADA	109
A Basic Consideration of Theory of Place in the Age of Mobility: Through the Case of Creative Area Kamiyama-cho Yoshiki TADOKORO	129
Note	
Possibilities of the Existence of "Invisible" Homosexual People from the Perspective of "the Normal" in Japan Mariko OTSUBO	145

定価 (本体1,200円+税)

社会学年誌 59

2018 / 3

早稲田社会学会

特集 「人文・社会科学の危機」を考える	
特集概要「人文・社会科学の危機」を考える …… 大黒屋 貴稔・関水 徹平	1
苦境に立つ学術専門書の飛躍を語る	
——編集者の現場からの視点 …… 田中 千津子	5
科研費と大学院志願者数から見る人文・社会科学の「危機」 …… 太郎丸 博	19
公共知の社会学	
——学術と社会の境界面で想起すべきこと …… 松本 三和夫	39
論文	
個人レベル・地域レベルの社会関係資本と犯罪不安	
——一般的信頼・近隣のつながり・信頼の範囲のマルチレベル分析	
…………… 小藪 明生	61
B. Latourのアクター・ネットワーク理論の射程と意義	
——「一つの共通世界」の探求と構成 …… 栗原 亘	77
機械を「使いこなす」炭鉱の誕生	
——戦後初期の太平洋炭砒におけるアメリカ式炭鉱技術受容の背景	
…………… 清水 拓	93
日本人ムスリムとは誰のことか	
——日本におけるイスラーム教徒（ムスリム）人口の現在 …… 店田 廣文	109
モビリティ時代の場所論に向けて	
——神山町の創造的地域づくりを手掛かりに …… 田所 承己	129
研究ノート	
「常人の視角」における不可視な同性愛者の存在可能性 …… 大坪 真利子	145